

平成26年度 第1回通常総会議案

日時 平成27年3月19日（木）午後1時30分

場所 KKRホテル札幌「丹頂」



北海道農地・水保全管理対策協議会

北海道農地・水保全管理対策協議会
平成26年度第1回通常総会次第

日時：平成27年3月19日（木）13:30～15:00

場所：KKRホテル札幌 5F「丹頂」

1. 開 会

2. 開 会 挨 拶 北海道農地・水保全管理対策協議会
会 長 塩 尻 芳 央

3. 来 賓 挨 拶 北海道開発局 農業水産部
部 長 坂 井 康 宏 様

4. 議 長 選 出

5. 議事録署名人選出

6. 報 告 事 項

(1) 法制化に伴う北海道基本方針（案）について

(2) 内部監査結果について

7. 議 題

(1) 議案第1号 規約・諸規程の変更について

(2) 議案第2号 平成26年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて

(3) 議案第3号 平成27年度事業計画及び収入支出予算について

(4) 議案第4号 役員の補欠選任について

8. 閉 会

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針</p> <p style="text-align: right;">北海道 策定 平成26年 5月 変更 平成26年 7月 変更 平成26年12月</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方 本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。 一方、本道の農業・農村は、食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成などの機能を発揮し、公益的機能にも大きな期待が寄せられている。 このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条に基づき策定した「第4期北海道農業・農村振興推進計画（平成23年3月策定）」において、農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、道民の理解を深めながら、生産者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画した農地・農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図るための取組などを推進することとしている。 他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して新たに支払制度を創設し、支援していくこととしている。 農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組を追加する。 ア. 協定に位置付けたため池の定期的な見回り イ. 地域共同で行う配水操作 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア. 地域資源の基礎的保全活動 地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。 イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ア. 地域資源の基礎的保全活動</p>	<p style="text-align: center;">多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p style="text-align: right;">北海道 策定 平成26年 5月 変更 平成26年 7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年 4月</p> <p>1. 取組の推進に関する基本的考え方 本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。 一方、本道の農業・農村は、食料の安定的な供給をはじめ、洪水の防止や水源かん養、美しい景観の形成などの機能を発揮し、公益的機能にも大きな期待が寄せられている。 このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条に基づき策定した「第4期北海道農業・農村振興推進計画（平成23年3月策定）」において、農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、道民の理解を深めながら、生産者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画した農地・農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図るための取組などを推進することとしている。 他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して新たに支払制度を創設し、支援していくこととしている。 農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。</p> <p>2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組を追加する。 ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り イ. 地域共同で行う配水操作 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア. 地域資源の基礎的保全活動 地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。 イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 ア. 地域資源の基礎的保全活動</p>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前		変更後	
区分	取組内容の追加	区分	取組内容の追加
構成項目	点検・計画策定	構成項目	点検・計画策定
対象施設等	ため池（管理道路含む）	対象施設等	ため池（管理道路含む）
活動項目	点検	活動項目	点検
取組	施設の点検	取組	施設の点検
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に位置つけたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、協定に位置つけたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に位置つけたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置つけたため池の定期的な見回りを行うこと。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。 	
活動要件	—	活動要件	—
区分	取組内容の追加	区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理	活動項目	施設の適正管理
取組	鳥獣害防護柵の適正管理	取組	鳥獣害防護柵の適正管理
取組内容	・鳥獣害防止のため防護柵、隔障物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	取組内容	・鳥獣害防止のため防護柵、隔障物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—	活動要件	—
区分	取組の追加	区分	取組の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	水路	対象施設等	水路
活動項目	施設の適正管理	活動項目	施設の適正管理
取組	計画に基づいた配水操作	取組	計画に基づいた配水操作
取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。
活動要件	—	活動要件	—
区分	取組の追加	区分	取組の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	ため池	対象施設等	ため池
活動項目	付帯施設の適正管理	活動項目	付帯施設の適正管理
取組	計画に基づいた配水操作	取組	計画に基づいた配水操作
取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	取組内容	・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。
活動要件	—	活動要件	—
<p>④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1） 北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① 基本的考え方</p>		<p>④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1） 北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① 基本的考え方</p>	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後																												
<p>農地維持支払交付金の交付単価は、基本単価とする。</p> <p>② 農地維持支払交付金の交付単価</p> <p>ア. 基本単価</p> <table border="1" data-bbox="232 368 1037 557"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>地目</th> <th>国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価</th> <th>国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>田</td> <td>1,150円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>65円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添1のとおりとする。</p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地 交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。 ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。） イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次のaからcに該当する農用地 a. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地生産緑地法に基づく生産緑地 b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地 c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組み必要があると認められる農用地</p> <p>(4) その他必要な事項 北海道農地・水保全管理対策協議会は、農地維持支払交付金の交付に関する業務方法書に従い、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。</p> <p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組を追加する。 ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動 イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理 ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動 エ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等 オ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理 カ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動</p>	適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価	基本単価	田	1,150円	2,300円	畑	500円	1,000円	草地	65円	130円	<p>農地維持支払交付金の交付単価は、基本単価とする。</p> <p>② 農地維持支払交付金の交付単価</p> <p>ア. 基本単価</p> <table border="1" data-bbox="1265 368 2069 533"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>地目</th> <th>農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価</th> <th>左記のうち国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>田</td> <td>2,300円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>130円</td> <td>65円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添1のとおりとする。</p> <p>(3) 交付金の算定の対象とする農用地 交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。 ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。） イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次のaからcに該当する農用地 a. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地生産緑地法に基づく生産緑地 b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地 c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組み必要があると認められる農用地</p> <p>(4) その他必要な事項 市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。</p> <p>3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等</p> <p>① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組を追加する。 ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動 イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理 ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動 エ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等 オ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理 カ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動</p>	適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	基本単価	田	2,300円	1,150円	畑	1,000円	500円	草地	130円	65円
適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価																										
基本単価	田	1,150円	2,300円																										
	畑	500円	1,000円																										
	草地	65円	130円																										
適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																										
基本単価	田	2,300円	1,150円																										
	畑	1,000円	500円																										
	草地	130円	65円																										

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後																																																																																				
<p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 施設の軽微な補修 協定に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。</p> <p>イ. 農村環境保全活動 農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動 多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。</p>	<p>② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方</p> <p>ア. 施設の軽微な補修 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。</p> <p>イ. 農村環境保全活動 農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。</p> <p>ウ. 多面的機能の増進を図る活動 多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。</p>																																																																																				
<p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="264 624 1032 898"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>機能診断</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>施設の機能診断</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・協定に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="264 903 1032 1233"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路（開水路、パイプライン）</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>機能診断</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>施設の機能診断</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・協定に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の浸食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の浸食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="264 1238 1032 1477"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>畦畔・農用地法面等</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>融雪材の散布</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・<u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定	対象施設等	農用地	活動項目	機能診断	取 組	施設の機能診断	取組内容	・ 協定 に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。	活動要件	—	区 分	取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定	対象施設等	水路（開水路、パイプライン）	活動項目	機能診断	取 組	施設の機能診断	取組内容	・ 協定 に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の 浸食 状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の 浸食 の発生状況、破損箇所 の把握 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。	活動要件	—	区 分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	畦畔・農用地法面等	取 組	融雪材の散布	取組内容	・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>	活動要件	—	<p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" data-bbox="1294 624 2063 898"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>機能診断</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>施設の機能診断</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1294 903 2063 1233"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組内容の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>機能診断・計画策定</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>水路（開水路、パイプライン）</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>機能診断</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>施設の機能診断</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の浸食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の浸食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1294 1238 2063 1477"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取組の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>畦畔・農用地法面等</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>融雪材の散布</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・<u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定	対象施設等	農用地	活動項目	機能診断	取 組	施設の機能診断	取組内容	・ 活動計画書 に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。	活動要件	—	区 分	取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定	対象施設等	水路（開水路、パイプライン）	活動項目	機能診断	取 組	施設の機能診断	取組内容	・ 活動計画書 に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の 浸食 状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の 浸食 の発生状況、破損箇所 の把握 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。	活動要件	—	区 分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	畦畔・農用地法面等	取 組	融雪材の散布	取組内容	・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>	活動要件	—
区 分	取組内容の追加																																																																																				
構成項目	機能診断・計画策定																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	機能診断																																																																																				
取 組	施設の機能診断																																																																																				
取組内容	・ 協定 に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。																																																																																				
活動要件	—																																																																																				
区 分	取組内容の追加																																																																																				
構成項目	機能診断・計画策定																																																																																				
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）																																																																																				
活動項目	機能診断																																																																																				
取 組	施設の機能診断																																																																																				
取組内容	・ 協定 に位置つけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の 浸食 状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の 浸食 の発生状況、破損箇所 の把握 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。																																																																																				
活動要件	—																																																																																				
区 分	取組の追加																																																																																				
構成項目	実践活動																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	畦畔・農用地法面等																																																																																				
取 組	融雪材の散布																																																																																				
取組内容	・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>																																																																																				
活動要件	—																																																																																				
区 分	取組内容の追加																																																																																				
構成項目	機能診断・計画策定																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	機能診断																																																																																				
取 組	施設の機能診断																																																																																				
取組内容	・ 活動計画書 に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。																																																																																				
活動要件	—																																																																																				
区 分	取組内容の追加																																																																																				
構成項目	機能診断・計画策定																																																																																				
対象施設等	水路（開水路、パイプライン）																																																																																				
活動項目	機能診断																																																																																				
取 組	施設の機能診断																																																																																				
取組内容	・ 活動計画書 に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の 浸食 状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の 浸食 の発生状況、破損箇所 の把握 、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。																																																																																				
活動要件	—																																																																																				
区 分	取組の追加																																																																																				
構成項目	実践活動																																																																																				
対象施設等	農用地																																																																																				
活動項目	畦畔・農用地法面等																																																																																				
取 組	融雪材の散布																																																																																				
取組内容	・ <u>ほ場の急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。</u> <u>また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。</u>																																																																																				
活動要件	—																																																																																				

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前		変更後	
区分	取組の追加	区分	取組の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	畦畔・農用地法面等	活動項目	畦畔・農用地法面等
取組	融雪排水促進のための溝きり	取組	融雪排水促進のための溝きり
取組内容	・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の <u>浸食</u> を抑制して形状確保を行うこと。	取組内容	・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の <u>浸食</u> を抑制して形状確保を行うこと。
活動要件	－	活動要件	－
区分	取組内容の追加	区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	施設	活動項目	施設
取組	鳥獣害防護柵の補修・設置	取組	鳥獣害防護柵の補修・設置
取組内容	・鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする <u>こと</u> 。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。	取組内容	・鳥獣被害防止のための防護柵、隔障物の補修や設置等を行うこと ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動をする <u>こと</u> 。 ※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。
活動要件	－	活動要件	－
区分	取組の追加	区分	取組の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	施設	活動項目	施設
取組	有機質処理施設の適正管理	取組	有機質処理施設の適正管理
取組内容	・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所 <u>の改修等を行うこと</u> 。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないように <u>すること</u> 。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないように <u>すること</u> 。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	取組内容	・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所 <u>の改修等を行うこと</u> 。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないように <u>すること</u> 。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないように <u>すること</u> 。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	－	活動要件	－
区分	取組の追加	区分	取組の追加
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	水路	対象施設等	水路
活動項目	水路	活動項目	水路
取組	積雪被害防止	取組	積雪被害防止

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後																																																																
<table border="1"> <tr> <td>取組内容</td> <td>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組の追加</td> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>除排雪</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> </table>	取組内容	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。	活動要件	－	区 分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	農道	取 組	除排雪	取組内容	急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。	活動要件	－	<table border="1"> <tr> <td>取組内容</td> <td>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組の追加</td> </tr> <tr> <td>構成項目</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>対象施設等</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>農道</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>除排雪</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> </table>	取組内容	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。	活動要件	－	区 分	取組の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農道	活動項目	農道	取 組	除排雪	取組内容	急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。	活動要件	－																												
取組内容	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組の追加																																																																
構成項目	実践活動																																																																
対象施設等	農道																																																																
活動項目	農道																																																																
取 組	除排雪																																																																
取組内容	急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
取組内容	・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。 ・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組の追加																																																																
構成項目	実践活動																																																																
対象施設等	農道																																																																
活動項目	農道																																																																
取 組	除排雪																																																																
取組内容	急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
<p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>水質保全</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>水田からの排水（濁水）管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>景観形成・生活環境保全</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>農用地から風塵の防止活動</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>資源循環</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>地域資源の活用・資源循環のための活動</td> </tr> </table>	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	水質保全	取 組	水田からの排水（濁水）管理	取組内容	・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	活動要件	－	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	景観形成・生活環境保全	取 組	農用地から風塵の防止活動	取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	活動要件	－	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	資源循環	取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動	<p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>水質保全</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>水田からの排水（濁水）管理</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>景観形成・生活環境保全</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>農用地から風塵の防止活動</td> </tr> <tr> <td>取組内容</td> <td>・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>取組内容の変更</td> </tr> <tr> <td>活動指針の構成</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>資源循環</td> </tr> <tr> <td>取 組</td> <td>地域資源の活用・資源循環のための活動</td> </tr> </table>	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	水質保全	取 組	水田からの排水（濁水）管理	取組内容	・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	活動要件	－	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	景観形成・生活環境保全	取 組	農用地から風塵の防止活動	取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	活動要件	－	区 分	取組内容の変更	活動指針の構成	実践活動	テーマ	資源循環	取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	水質保全																																																																
取 組	水田からの排水（濁水）管理																																																																
取組内容	・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	景観形成・生活環境保全																																																																
取 組	農用地から風塵の防止活動																																																																
取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	資源循環																																																																
取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動																																																																
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	水質保全																																																																
取 組	水田からの排水（濁水）管理																																																																
取組内容	・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	景観形成・生活環境保全																																																																
取 組	農用地から風塵の防止活動																																																																
取組内容	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。																																																																
活動要件	－																																																																
区 分	取組内容の変更																																																																
活動指針の構成	実践活動																																																																
テーマ	資源循環																																																																
取 組	地域資源の活用・資源循環のための活動																																																																

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前		変更後	
取組内容	<p>【肥培かんがい施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。） 	取組内容	<p>【肥培かんがい施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	—	活動要件	—
ウ. 多面的機能の増進を図る活動		ウ. 多面的機能の増進を図る活動	
区分	取組の追加	区分	取組の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動	活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取組	地域の特性や課題に応じて特に促進が必要と認められる活動	取組	地域の特性や課題に応じて特に促進が必要と認められる活動
取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。	取組内容	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。
活動要件	—	活動要件	—
④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2） 北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。		④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2） 北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。	
(2) 交付単価		(2) 交付単価	
① 基本的考え方 資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、基本単価と継続地区（農地・水・環境保全向上対策又は農地・水保全管理支払交付金により共同活動、又は資源向上支払交付金により資源向上活動（共同）を5年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）単価に区分する。 資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。 継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、基本単価の7.5割とする。		① 基本的考え方 資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、基本単価と継続地区（農地・水・環境保全向上対策又は農地・水保全管理支払交付金により共同活動、又は資源向上支払交付金により資源向上活動（共同）を5年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）単価に区分する。 資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。 継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、基本単価の7.5割とする。	
② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価		② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価	
ア. 基本単価		ア. 基本単価	
適用	地目	適用	地目
	国の資源向上支払交付金の10アール当たりの交付単価		資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価
	国の資源向上支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価		左記のうち国の助成

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価</td> <td style="width:5%;">田</td> <td style="width:15%;">960円 【 800円】</td> <td style="width:15%;">1,920円 【1,600円】</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240円 【 200円】</td> <td>480円 【 400円】</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>60円 【 50円】</td> <td>120円 【 100円】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価</td> <td>田</td> <td>720円 【 600円】</td> <td>1,440円 【1,200円】</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>180円 【 150円】</td> <td>360円 【 300円】</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>45円 【 37.5円】</td> <td>90円 【 75円】</td> </tr> </table> <p>イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添2のとおりとする。</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>ア. 北海道農地・水保全管理対策協議会は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付に関する業務方法書に従い、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を交付する。</p> <p>イ. 市町村又は土地改良区が管理する施設を対象組織が補修等の工事を実施する場合には、あらかじめ対象組織は施設管理者と協定を締結し、毎年度、補修などを行った工作物及び施設の諸元、位置等の情報を施設管理者に無償で譲渡するものとする。</p> <p>ウ. 市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、活動事例の収集に努めるものとする。</p> <p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～ウに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。</p> <p>ア. 採択申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと</p> <p>イ. 採択申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと</p> <p>ウ. 市町村が所有又は管理していないこと</p>	基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	960円 【 800円】	1,920円 【1,600円】	畑	240円 【 200円】	480円 【 400円】	草地	60円 【 50円】	120円 【 100円】	継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	720円 【 600円】	1,440円 【1,200円】	畑	180円 【 150円】	360円 【 300円】	草地	45円 【 37.5円】	90円 【 75円】	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:20%;">基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価</td> <td style="width:5%;">田</td> <td style="width:15%;">1,920円 【1,600円】</td> <td style="width:15%;">960円 【 800円】</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>480円 【 400円】</td> <td>240円 【 200円】</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>120円 【 100円】</td> <td>60円 【 50円】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価</td> <td>田</td> <td>1,440円 【1,200円】</td> <td>720円 【 600円】</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>360円 【 300円】</td> <td>180円 【 150円】</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>90円 【 70円】</td> <td>45円 【 37.5円】</td> </tr> </table> <p>イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添2のとおりとする。</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>市町村は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を交付する。</p> <p>4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～ウに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。</p> <p>ア. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと</p> <p>イ. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと</p> <p>ウ. 市町村が所有又は管理していないこと</p> <p>② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2" rowspan="2">対象施設</th> <th colspan="3">対象活動</th> </tr> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">項目の追加</td> <td rowspan="2">集落が管理する施設</td> <td rowspan="2">農地</td> <td rowspan="2">給水栓（散水施設を除く）</td> <td>補修</td> <td>・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,920円 【1,600円】	960円 【 800円】	畑	480円 【 400円】	240円 【 200円】	草地	120円 【 100円】	60円 【 50円】	継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,440円 【1,200円】	720円 【 600円】	畑	360円 【 300円】	180円 【 150円】	草地	90円 【 70円】	45円 【 37.5円】	区分	対象施設		対象活動			分類	項目	取組内容	項目の追加	集落が管理する施設	農地	給水栓（散水施設を除く）	補修	・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	更新	・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。
基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価		田	960円 【 800円】	1,920円 【1,600円】																																																						
		畑	240円 【 200円】	480円 【 400円】																																																						
	草地	60円 【 50円】	120円 【 100円】																																																							
継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	720円 【 600円】	1,440円 【1,200円】																																																							
	畑	180円 【 150円】	360円 【 300円】																																																							
	草地	45円 【 37.5円】	90円 【 75円】																																																							
基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,920円 【1,600円】	960円 【 800円】																																																							
	畑	480円 【 400円】	240円 【 200円】																																																							
	草地	120円 【 100円】	60円 【 50円】																																																							
継続地区単価（共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,440円 【1,200円】	720円 【 600円】																																																							
	畑	360円 【 300円】	180円 【 150円】																																																							
	草地	90円 【 70円】	45円 【 37.5円】																																																							
区分	対象施設		対象活動																																																							
			分類	項目	取組内容																																																					
項目の追加	集落が管理する施設	農地	給水栓（散水施設を除く）	補修	・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。																																																					
				更新	・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。																																																					

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後
<p>② 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3） 北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。</p> <p>(2) その他必要な事項</p> <p>① 北海道農地・水保全管理対策協議会は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付に関する業務方法書に従い、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第8の2の（2）に規定する目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付する。</p> <p>② 施設の長寿命化のための活動は、次の事項に留意して行うこと。 ア. 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。 イ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分相談して実施すること。 ウ. 対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。</p> <p>5. 広域協定の規模 北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。</p> <p>6. 地域の推進体制 (1) 基本的な考え方 本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、活動組織等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する北海道農地・水保全管理対策協議会（以下「道協議会」という。）を地域の推進体制に位置付ける。 なお、多面的機能支払交付金の事業実施主体は、道協議会とする。</p> <p>(2) 関係団体の役割分担 ① 北海道 ア. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ事業実施主体に指導・助言を行うため、第三者委員会を設置・運営する。 イ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。 ウ. 活動に関する指導・助言 エ. 本交付金の普及・啓発</p>	<p>③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3） 北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。</p> <p>(2) その他必要な事項</p> <p>① 市町村は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第8の2の（2）に規定する目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付する。</p> <p>② 施設の長寿命化のための活動は、次の事項に留意して行うこと。 ア. 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。 イ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分相談して実施すること。 ウ. 対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。</p> <p>5. 広域協定の規模 北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。</p> <p>6. 地域の推進体制 (1) 基本的な考え方 本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、対象組織の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体等から構成する北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）を推進組織として、地域の推進体制に位置付ける。</p> <p>(2) 関係団体の役割分担 ① 北海道 ア. 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「法」という。）に基づく基本方針を策定する。 イ. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ対象組織に指導・助言を行うため、第三者機関を設置・運営する。 ウ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。 エ. 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金について、市町村及び道協議会から提出された申請書等を審査するとともに、申請者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。 オ. 活動に関する指導・助言 カ. 本交付金の普及・啓発</p>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後
<p>② 市町村</p> <p>ア. 管内の活動組織との協定の締結又は広域活動組織の協定を認定する。</p> <p>イ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認する。</p> <p>ウ. 活動に関する指導・助言</p> <p>エ. 本交付金の普及・啓発</p> <p>③ 道協議会</p> <p>ア. 毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。</p> <p>イ. 対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。</p> <p>ウ. 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。</p> <p>エ. 対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。</p> <p>オ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。</p> <p>カ. 本交付金の普及・啓発</p> <p>(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法</p> <p>市町村への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村に交付する。</p> <p>また、道協議会への推進交付金については、国から直接交付される。</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 農地・水保全管理支払交付金に係る役割分担</p> <p>農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日23農振第2342号農林水産</p>	<p>② 市町村</p> <p>ア. 法に基づく促進計画を策定する。</p> <p>イ. 対象組織の事業計画を認定する。</p> <p>ウ. 広域活動組織の協定を認定する。</p> <p>エ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。</p> <p>オ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認し、北海道知事に報告する。</p> <p>カ. 活動に関する指導・助言</p> <p>キ. 本交付金の普及・啓発</p> <p>③ 道協議会</p> <p>ア. 交付申請事務等に関する指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等に対する説明 ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認 <p>イ. 普及推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。） ・ 手引き、広報資料等の作成 ・ 活動組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。） ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備 ・ 市町村現地確認システムの運用 <p>ウ. 実績値とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理 <p>エ. 検査等の支援</p> <p>オ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援 ・ その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な各種調査等） ・ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集 <p>(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法</p> <p>市町村及び道協議会への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業又は推進組織推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>北海道地域資源保全情報について</p> <p>農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取組む活動組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 平成26年度までに実施した多面的機能支払交付金に係る役割分担</p> <p>平成26年度の地域協議会推進事業のうち、平成27年度に行う実施状況及び実績の報告等</p>

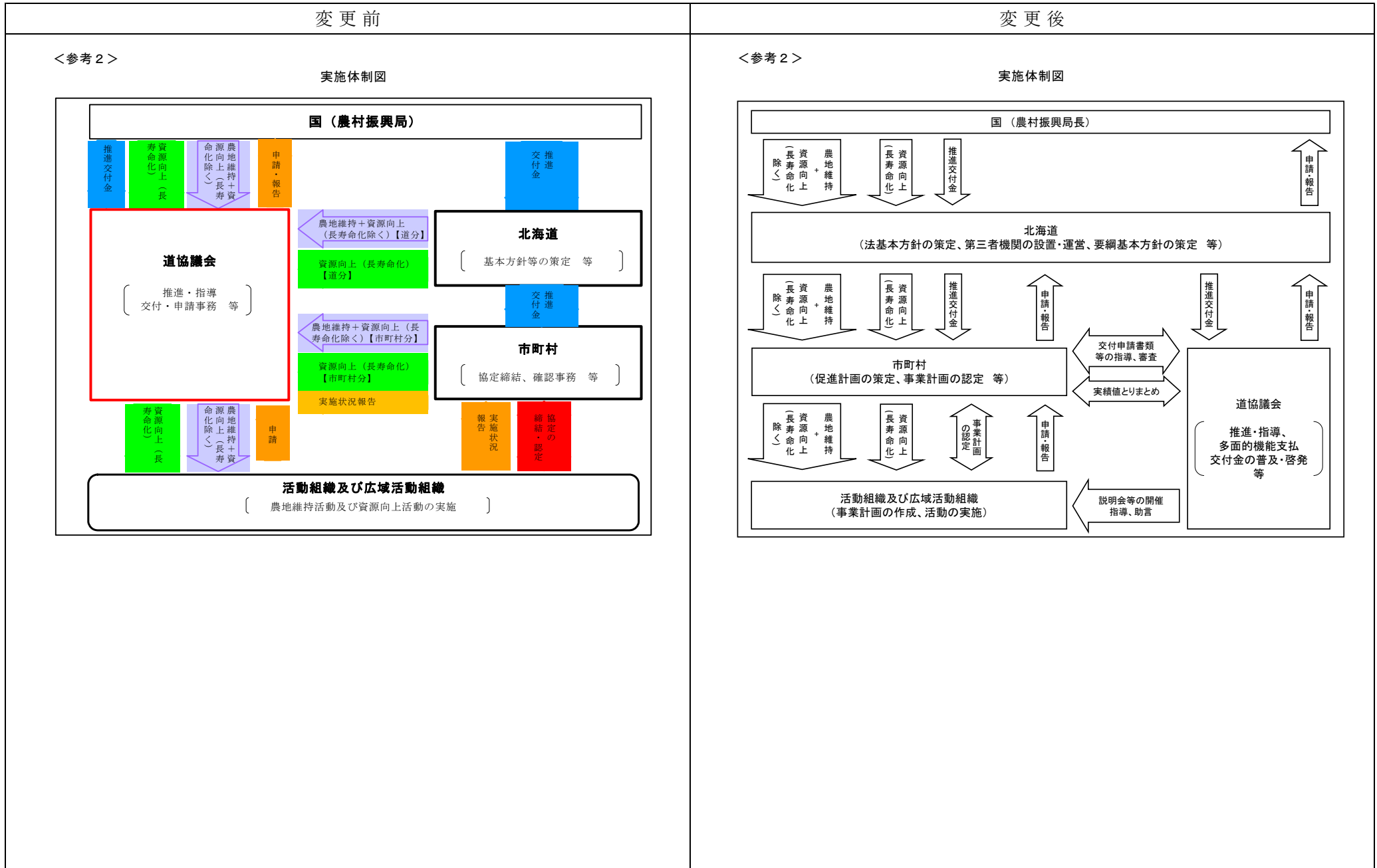
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前	変更後
<p>事務次官依命通知。以下、「交付金旧24要綱」という。）に基づき平成25年度に交付された交付金の実績確認等については、北海道農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針（平成25年6月21日付け農村振興局長同意。以下「旧基本方針」という。）に基づき実施する。</p> <p>(2) 向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）について 交付金旧24要綱に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、旧基本方針に基づき実施することができる。</p> <p>【参考添付資料】 (参考1) 関係団体の役割分担表 (参考2) 実施体制図 (参考3) 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針</p>	<p>については、道協議会が実施する。</p> <p>(2) 向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）について 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、北海道農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針（平成25年6月21日付け農村振興局長同意）に基づき実施することができる。</p> <p>(3) 市町村又は土地改良区等が所有又は管理する施設の工事の実施について ① 市町村が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、事業計画認定時に示された条件に基づき必要な手続きを行うものとする。 ② 土地改良区等の市町村以外の者が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、あらかじめ土地改良区等と工事に関する確認書を交わすものとする。 ③ 対象組織は、施設を所有又は管理する者からの事前の指示に基づき、補修等を行った施設の諸元、位置等の情報及び工作物について、施設を所有又は管理する者に速やかに譲渡するものとする。</p> <p>(4) 活動事例の収集について 市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、活動事例の収集に努めるものとする。</p> <p>【参考添付資料】 (参考1) 関係団体の役割分担表 (参考2) 実施体制図 (参考3) 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する基本方針</p>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更前					変更後				
<参考1>					<参考1>				
関係団体の役割分担表					関係団体の役割分担表				
事業内容	実施主体			備考	事業内容	実施主体			備考
	道協議会	北海道	関係市町村			北海道	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○				多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金					多面的機能支払推進交付金				
1. 第三者機関の設置、運営		○			1. 法基本方針の策定	○			
2. 基本方針の策定		○			2. 促進計画の策定		○		
3. 協定締結			○		3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 確認事務			○		4. 要綱基本方針の策定	○			
5. 推進・指導					5. (1) 事業計画の指導、審査				
(1) 活動組織等への説明会	○				(2) 事業計画の認定		○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○		6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○				(2) 広域協定の認定		○		
(4) 対象組織を支援する組織への支援	○				7. (1) 実施状況確認		○	○	
6. 交付・申請事務	○				(2) 実施状況報告		○		
7. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○		8. 推進・指導				
					(1) 活動組織等への説明会			○	
					(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
					(3) 推進に関する手引きの作成			○	
					(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
					9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	○	
					(2) 通知、交付	○	○		
					10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表



【報告事項（２）】

平成２６年度内部監査報告書（前期）

平成２６年１１月１７日

北海道農地・水保全管理対策協議会会長 様

内部監査責任者 監査員 沼田 光弘

平成２６年度前期の内部監査の終了に係る結果について、次のとおり報告します。

1 監査の日程	平成２６年１１月１７日（月） １３時～１４時 北農ビル１０階 北海道農業協同組合中央会 会議室
2 監査の内容	北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程第３条に基づき、平成２６年度前期（４月～９月）に係る定期監査として、道協議会の業務及び資金管理の実施状況について行った。
3 監査の基準	（１）業務は、規約及び諸規程に基づき確実に実施されているか。 （２）資金管理は、業務方法書及び会計処理規程に基づき適正に実施されているか。
4 監査の結果	業務及び資金管理について内部監査の結果、不適合は認められない。

平成26年度内部監査報告書（後期）

平成27年3月11日

北海道農地・水保全管理対策協議会会長 様

内部監査責任者 監査員 沼田 光弘

平成26年度後期の内部監査の終了に係る結果について、次のとおり報告します。

1 監査の日程	平成27年3月11日（水） 13時30分～14時30分 北農ビル10階 北海道農業協同組合中央会 会議室
2 監査の内容	北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程第3条に基づき、平成26年度後期（10月～2月）に係る定期監査として、道協議会の業務及び資金管理の実施状況について行った。
3 監査の基準	（1）業務は、規約及び諸規程に基づき確実に実施されているか。 （2）資金管理は、業務方法書及び会計処理規程に基づき適正に実施されているか。
4 監査の結果	業務及び資金管理について内部監査の結果、不適合は認められない。

議案第1号

規約・諸規程の変更について

国の要綱・要領の改正等に伴い、この会の規約・規程の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成27年3月19日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 塩 尻 芳 央

※ 北海道知事から規約その他の規定及び事業計画の承認を受けるため、当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を報告するものとする。

「北海道農地・水保全管理対策協議会規約・規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>北海道日本型直接支払推進協議会規約</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 平成 26 年 4 月 3 日変更 <u>平成 27 年 4 月 〇 日変更</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 この組織は、<u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>(以下「道協議会」という。)という。</p> <p>(事務所) 第 2 条 [略]</p> <p>(目的) 第 3 条 道協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進、<u>中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施のための活動の推進</u>等に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会規約</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 平成 26 年 4 月 3 日変更</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 この協議会は、<u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)という。</p> <p>(事務所) 第 2 条 [略]</p> <p>(目的) 第 3 条 道協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(削除)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>一 多面的機能支払推進交付金に関すること。</p> <p>二 <u>中山間地域等直接支払推進交付金に関すること。</u></p> <p>三 <u>その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員 等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一 北海道</p> <p>二 <u>多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の交付対象となる対象組織がある市町村</u></p> <p>三 北海道土地改良事業団体連合会</p> <p>四 北海道農業協同組合中央会</p> <p>五 北海道市長会</p> <p>六 北海道町村会</p> <p>七 北海道農業会議</p> <p>2 前項各号に掲げる会員の代表者は、各会員が定める。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第7条 道協議会は、第3条の目的を達成するためアドバイザーを置く。</p> <p>2 前項のアドバイザーは、北海道開発局農業水産部長とする。</p>	<p>一 <u>多面的機能支払交付金に関すること。</u></p> <p><u>(1)農地維持支払交付金</u></p> <p><u>(2)資源向上支払交付金</u></p> <p>二 多面的機能支払推進交付金に関すること。</p> <p>三 <u>高度な農地・水の保全活動(経過措置分)に関すること。</u></p> <p>四 <u>その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員 等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一 北海道</p> <p>二 多面的機能支払交付金の交付対象となる対象組織がある市町村</p> <p>三 北海道土地改良事業団体連合会</p> <p>四 北海道農業協同組合中央会</p> <p>五 北海道市長会</p> <p>六 北海道町村会</p> <p>七 北海道農業会議</p> <p>2 前項各号に掲げる会員の代表者は、各会員が定める。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第7条 道協議会は、第3条の目的を達成するためアドバイザーを置く。</p> <p>2 前項のアドバイザーは、北海道開発局農業水産部長とする。</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第3章 役員等 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(総会の種別等) 第14条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第15条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第16条 [略]</p> <p>(総会の権能) 第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。 (削除) <u>四 多面的機能支払推進交付金の実施に関すること。</u> <u>五 中山間地域等直接支払推進交付金の実施に関すること。</u> 六 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>(特別議決事項) 第18条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員等 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(総会の種別等) 第14条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第15条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第16条 [略]</p> <p>(総会の権能) 第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。 <u>四 多面的機能支払交付金の実施に関すること。</u> <u>五 多面的機能支払推進交付金の実施に関すること。</u> 六 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>(特別議決事項) 第18条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(書面又は代理人による議決) 第 19 条 [略]</p> <p>(議事録) 第 20 条 [略]</p> <p>第5章 幹 事 会 [略]</p> <p>第6章 事 務 局 [略]</p> <p>第7章 会 計</p> <p>(事業年度) 第 26 条 [略]</p> <p>(資金) 第 27 条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (削除) ”</p> <p>一 多面的機能支払推進交付金 二 <u>中山間地域等直接支払推進交付金</u> 三 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第 28 条 道協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p>	<p>(書面又は代理人による議決) 第 19 条 [略]</p> <p>(議事録) 第 20 条 [略]</p> <p>第5章 幹 事 会 [略]</p> <p>第6章 事 務 局 [略]</p> <p>第7章 会 計</p> <p>(事業年度) 第 26 条 [略]</p> <p>(資金) 第 27 条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 <u>一 多面的機能支払交付金</u> <u>二 一の国からの交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金</u> <u>等</u> 三 多面的機能支払推進交付金</p> <p>四 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第 28 条 道協議会の資金の取扱方法は、<u>業務方法書及び</u>会計処理規程で定める。</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第 29 条 道協議会の事務に要する経費は、<u>第27条第二号の多面的機能支払推進交付金、同条第二号の中山間地域等直接支払推進交付金及び同条第三号のその他の収入をもって充てる。</u> (削除)</p> <p>(年度事業計画及び収支予算)</p> <p>第 30 条 [略]</p> <p>(監査等)</p> <p>第 31 条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第 32 条 会長は、<u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 27 年4月 1 日付け 26 農振第〇〇〇号。以下「要綱」という。)</u>、その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を<u>北海道知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～三[略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第 33 条 この規約及び第 24 条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく<u>北海道知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第 34 条 第4条第1項第一号及び第二号の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるとき</p>	<p>第 29 条 道協議会の事務に要する経費は、第27条第1項第三号の多面的機能支払推進交付金、同条第四号のその他の収入をもって充てる。</p> <p><u>2 道協議会の事務に要する経費は、第27条第1項第一号及び第二号の資金から支弁してはならない。</u></p> <p>(年度事業計画及び収支予算)</p> <p>第 30 条 [略]</p> <p>(監査等)</p> <p>第 31 条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第 32 条 会長は、<u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第 2254 号。以下「要綱」という。)</u>、<u>多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第 2255 号。以下「要領」という。)</u>その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を<u>農村振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～三[略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第 33 条 この規約及び第 24 条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく<u>農村振興局長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第 34 条 第4条第1項第一号及び第二号の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるとき</p>

変 更 後	変 更 前
<p>は、国費相当額及びその運用益にあつては<u>北海道知事</u>に返還するとともに、同条第1項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p>	<p>は、国費相当額及びその運用益にあつては<u>農村振興局長</u>に返還するとともに、同条第1項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p>	<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p>
<p>(細則) 第35条 [略]</p>	<p>(細則) 第35条 [略]</p>
<p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1～4 [略]</p>	<p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1～4 [略]</p>
<p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第35号) 1 [略]</p>	<p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第35号) 1 [略]</p>
<p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第63号) 1 [略]</p>	<p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第63号) 1 [略]</p>
<p>附 則 1 [略]</p>	<p>附 則 1 [略]</p>
<p>附 則 1～2 [略]</p>	<p>附 則 1～2 [略]</p>
<p>附 則 1 <u>この規約は、平成27年〇月〇日から施行する。</u></p>	

変 更 後	変 更 前																		
<u>北海道日本型直接支払推進協議会事務処理規程</u>	<u>北海道農地・水保全管理対策協議会事務処理規程</u>																		
平成 19 年 4 月 16 日 制定 平成 22 年 4 月 1 日 変更 平成 23 年 8 月 30 日 変更 平成 24 年 4 月 6 日 変更 平成 26 年 4 月 3 日 変更 <u>平成 27 年 4 月 〇 日 変更</u>	平成 19 年 4 月 16 日 制定 平成 22 年 4 月 1 日 変更 平成 23 年 8 月 30 日 変更 平成 24 年 4 月 6 日 変更 平成 26 年 4 月 3 日 変更																		
(目的)	(目的)																		
第1条 この規程は、 <u>北海道日本型直接支払推進協議会</u> (以下「道協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。	第1条 この規程は、 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u> (以下「道協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。																		
(事務処理の原則)	(事務処理の原則)																		
第2条 [略]	第2条 [略]																		
(事務処理体制)	(事務処理体制)																		
第3条 道協議会の事務処理は、道協議会規約第4条に定める各事業の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。	第3条 道協議会の事務処理は、道協議会規約第4条に定める各事業の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(事務委託組織)</th> <th style="text-align: center;">(事務責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会</td> <td><u>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</u></td> </tr> <tr> <td>二 <u>普及推進活動に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)	一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</u>	二 <u>普及推進活動に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: center;">(事務委託組織)</th> <th style="text-align: center;">(事務責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会</td> <td><u>北海道農政部農村振興局農村設計課担当課長</u></td> </tr> <tr> <td>二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)	一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道農政部農村振興局農村設計課担当課長</u>	二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長
(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)																	
一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</u>																	
二 <u>普及推進活動に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長																	
(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)																	
一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道農政部農村振興局農村設計課担当課長</u>																	
二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長																	

変 更 後			変 更 前			
三	<u>実績値取りまとめ及び検査等の支援に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</u>	三	<u>高度な農地・水の保全活動(経過措置分)に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課 担当課長
四	その他道協議会の目的を達成するために必要な事務	北海道土地改良事業団体連合会	<u>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</u>	四	その他道協議会の目的を達成するために必要な事務	北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課 担当課長
2	[略]			2	[略]	
	(雑則)				(雑則)	
	策4条 [略]				策4条 [略]	
	附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号)				附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号)	
	1 [略]				1 [略]	
	附 則 (平成 22 年5月 28 日付け 22 道協議会第 36 号)				附 則 (平成 22 年5月 28 日付け 22 道協議会第 36 号)	
	1 [略]				1 [略]	
	附 則 (平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)				附 則 (平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)	
	1 [略]				1 [略]	
	附 則				附 則	
	1 [略]				1 [略]	
	附 則				附 則	
	1～2 [略]				1～2 [略]	
	<u>附 則</u>					
	1 この規約は、平成 27 年〇月〇日から施行する。					

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>北海道日本型直接支払推進協議会会計処理規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更 <u>平成 27 年4月〇日変更</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、<u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>(以下「道協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、<u>道協議会</u>の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 <u>道協議会</u>の会計業務に関しては、<u>多面的機能支払交付金交付要綱</u>(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第 2253 号。以下「要綱」という。)及び<u>道協議会規約</u>(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(会計原則) 第3条 [略]</p> <p>(会計区分) 第4条 <u>道協議会</u>の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 (削除)</p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会会計処理規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、<u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、<u>地域協議会</u>の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 <u>道協議会</u>の会計業務に関しては、<u>多面的機能支払交付金実施要綱</u>(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第 2254 号。以下「要綱」という。) <u>多面的機能支払交付金実施要領</u>(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第 2255 号)及び<u>道協議会規約</u>(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(会計原則) 第3条 [略]</p> <p>(会計区分) 第4条 <u>道協議会</u>の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 <u>一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金</u>(施設の長寿命化のた</p>

変 更 後	変 更 前												
<p>(削除) 二 多面的機能支払推進交付金会計 (削除) 二 <u>中山間地域等直接支払推進交付金会計</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(口座の開設) 第5条 前条に関する口座は、<u>株式会社北洋銀行</u>に開設する。</p> <p>(会計年度) 第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、道協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>2 道協議会の出納は、翌年度の<u>4</u>月20日をもって閉鎖する。</p> <p>(出納責任者) 第7条 [略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="224 1181 1075 1372"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</td> </tr> <tr> <td>二 <u>普及推進活動に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(経理責任者)	一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者	二 <u>普及推進活動に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者	<p><u>めの活動を除く)会計</u> <u>二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)会計</u> <u>三 多面的機能支払推進交付金会計</u> <u>四 高度な農地・水の保全活動(経過措置分)に係る会計</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(口座の開設) 第5条 前条に関する口座は、<u>北海道信用農業協同組合連合会</u>に開設する。</p> <p>(会計年度) 第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、道協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>2 道協議会の出納は、翌年度の<u>5</u>月20日をもって閉鎖する。</p> <p>(出納責任者) 第7条 [略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="1164 1181 2016 1372"> <thead> <tr> <th>(事務の区分)</th> <th>(経理責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</td> </tr> <tr> <td>二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(経理責任者)	一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者	二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者
(事務の区分)	(経理責任者)												
一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者												
二 <u>普及推進活動に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者												
(事務の区分)	(経理責任者)												
一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者												
二 <u>多面的機能支払推進交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会経理主任者												

変 更 後	変 更 前
<p>三 <u>実績値取りまとめ及び検査等の支援に係る事務</u> 北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>四 その他目的を達成するために必要な事務 北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>	<p>三 <u>高度な農地・水の保全活動(経過措置分)に係る事務</u> 北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>四 その他目的を達成するために必要な事務 北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>
2 [略]	2 [略]
(帳簿書類の保存及び処分)	(帳簿書類の保存及び処分)
第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。	第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。
一～四	一～四 [略]
(削除)	2 <u>前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。</u>
"	3 <u>第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。</u>
"	4 <u>前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。</u>
第2章 勘定科目及び会計帳簿類	第2章 勘定科目及び会計帳簿類
(勘定科目)	(勘定科目)
第10条 [略]	第10条 [略]
(勘定処理の原則)	(勘定処理の原則)
第11条 [略]	第11条 [略]
(会計帳簿)	(会計帳簿)
第12条 [略]	第12条 [略]

変 更 後	変 更 前
<p>(会計伝票) 第13条 [略]</p> <p>(記帳) 第14条 [略]</p> <p>(会計帳簿の更新) 第15条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 予算</p> <p>(予算の目的) 第16条 [略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、<u>北海道知事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(予算の実施) 第18条 [略]</p> <p>(予算の流用) 第19条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出納</p> <p>(金銭の範囲) 第20条 [略]</p>	<p>(会計伝票) 第13条 [略]</p> <p>(記帳) 第14条 [略]</p> <p>(会計帳簿の更新) 第15条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 予算</p> <p>(予算の目的) 第16条 [略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、<u>農村振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(予算の実施) 第18条 [略]</p> <p>(予算の流用) 第19条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出納</p> <p>(金銭の範囲) 第20条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(金銭出納の明確化) 第 21 条 [略]</p>	<p>(金銭出納の明確化) 第 21 条 [略]</p>
<p>(金銭の収納) 第 22 条 [略]</p>	<p>(金銭の収納) 第 22 条 [略]</p>
<p>(支払方法) 第 23 条 [略]</p>	<p>(支払方法) 第 23 条 [略]</p>
<p>(削除)</p>	<p>(支払期日) <u>第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。</u></p>
<p>(領収証の徴収) 第 24 条 [略]</p>	<p>(領収証の徴収) 第 25 条 [略]</p>
<p>(預貯金証書等の保管) 第 25 条 [略]</p>	<p>(預貯金証書等の保管) 第 26 条 [略]</p>
<p>(金銭の過不足) 第 26 条 [略]</p>	<p>(金銭の過不足) 第 27 条 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第5章 物品</p>	<p style="text-align: center;">第5章 物品</p>
<p>(物品の定義) 第 27 条 [略]</p>	<p>(物品の定義) 第 28 条 [略]</p>
<p>(物品の購入) 第 28 条 [略]</p>	<p>(物品の購入) 第 29 条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(物品の照合) 第 29 条 [略]</p> <p>(規定の準用) 第 30 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決算</p> <p>(決算の目的) 第 31 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(財務諸表の作成) 第 32 条 [略]</p> <p>(年度決算の確定) 第 33 条 [略]</p>	<p>(物品の照合) 第 30 条 [略]</p> <p>(規定の準用) 第 31 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決算</p> <p>(決算の目的) 第 32 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。</p> <p>(決算の種類) 第 33 条 <u>決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。</u></p> <p>(半期決算) 第 34 条 <u>第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">一 <u>合計残高試算表</u></p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>予算対比収支計算書</u></p> <p>(財務諸表の作成) 第 35 条 [略]</p> <p>(年度決算の確定) 第 36 条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(報告) 第 34 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を <u>北海道知事</u>に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第 35 条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p> <p>附 則 <u>1 この規約は、平成 27 年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(報告) 第 37 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を <u>農村振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第 38 条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p>

変 更 後	変 更 前								
<p style="text-align: center;"><u>北海道日本型直接支払推進協議会文書取扱規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更 <u>平成 27 年4月〇日変更</u></p> <p>(目的) 第1条 この規程は、<u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>(以下「道協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。</p> <p>(文書の処理及び取扱いの原則) 第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(文書の発行名義人) 第4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(事務の区分)</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> </table>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会文書取扱規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、<u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。</p> <p>(文書の処理及び取扱いの原則) 第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(文書の発行名義人) 第4条 [略]</p> <p>(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(事務の区分)</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> </table>	(事務の区分)	(文書管理責任者)	一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
(事務の区分)	(文書管理責任者)								
一 <u>交付申請事務等に関する指導・助言に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長								
(事務の区分)	(文書管理責任者)								
一 <u>多面的機能支払交付金に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長								

変 更 後		変 更 前	
二	<u>普及推進活動</u> に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	二	<u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
三	<u>実績値取りまとめ及び検査等の支援</u> に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	三	<u>高度な農地・水の保全活動(経過措置分)</u> に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
四	その他道協議会の目的を達成するために必要な事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	四	その他道協議会の目的を達成するために必要な事務 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
2 [略]		2 [略]	
(文書に関する帳簿)		(文書に関する帳簿)	
第6条 [略]		第6条 [略]	
(文書接受及び配布)		(文書接受及び配布)	
第7条 [略]		第7条 [略]	
(文書の登録)		(文書の登録)	
第8条 [略]		第8条 [略]	
(起案)		(起案)	
第9条 [略]		第9条 [略]	
第10条 [略]		第10条 [略]	
(文書の決裁)		(文書の決裁)	
第11条 [略]		第11条 [略]	
(決裁等の順序)		(決裁等の順序)	
第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規		第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規	

変 更 後	変 更 前
<p>程第8条第1項の経理責任者、事務処理規程第3条第1項各号に掲げるすべての事務責任者、事務局長、会長(以下「決裁権者」と総称する。)の順序とする。</p>	<p>程第8条第1項の経理責任者、事務処理規程第3条第1項各号に掲げるすべての事務責任者、事務局長、<u>副会長</u>、会長(以下「決裁権者」と総称する。)の順序とする。</p>
<p>(後伺い) 第13条 [略]</p>	<p>(後伺い) 第13条 [略]</p>
<p>(文書の専決) 第14条 [略]</p>	<p>(文書の専決) 第14条 [略]</p>
<p>(文書の代決) 第15条 [略]</p>	<p>(文書の代決) 第15条 [略]</p>
<p>(供覧文書) 第16条 [略]</p>	<p>(供覧文書) 第16条 [略]</p>
<p>(文書番号) 第17条 [略]</p>	<p>(文書番号) 第17条 [略]</p>
<p>(文書の施行) 第18条 [略]</p>	<p>(文書の施行) 第18条 [略]</p>
<p>(発送) 第19条 [略]</p>	<p>(発送) 第19条 [略]</p>
<p>第20条 [略]</p>	<p>第20条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(文書の完結) 第 21 条 [略]</p> <p>(保存期間) 第 22 条 [略]</p> <p>(文書の廃棄) 第 23 条 [略]</p> <p>(雑則) 第 24 条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p> <p><u>附 則</u> 1 この規約は、平成 27 年〇月〇日から施行する。</p>	<p>(文書の完結) 第 21 条 [略]</p> <p>(保存期間) 第 22 条 [略]</p> <p>(文書の廃棄) 第 23 条 [略]</p> <p>(雑則) 第 24 条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>北海道日本型直接支払推進協議会公印取扱規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6日変更 平成 26 年4月 3日変更 <u>平成 27 年4月〇日変更</u></p> <p>(趣旨) 第1条 <u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>(以下「道協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 会長印 「<u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>会長」の名称を彫刻</p> <p>(公印の形状、寸法等) 第4条 [略]</p> <p>(登録) 第5条 [略]</p> <p>(交付) 第6条 [略]</p> <p>(返納)</p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会公印取扱規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6日変更 平成 26 年4月 3日変更</p> <p>(趣旨) 第1条 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 会長印 「<u>北海道農地・水保全管理協議会</u>会長」の名称を彫刻</p> <p>(公印の形状、寸法等) 第4条 [略]</p> <p>(登録) 第5条 [略]</p> <p>(交付) 第6条 [略]</p> <p>(返納)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第7条 [略]</p> <p>(公印管理責任者) 第8条 [略]</p> <p>(管守) 第9条 [略]</p> <p>(押印) 第10条 [略]</p> <p>(使用範囲) 第11条 [略]</p> <p>(雑則) 第12条 [略]</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p> <p>附 則 1 この規約は、平成27年〇月〇日から施行する。</p>	<p>第7条 [略]</p> <p>(公印管理責任者) 第8条 [略]</p> <p>(管守) 第9条 [略]</p> <p>(押印) 第10条 [略]</p> <p>(使用範囲) 第11条 [略]</p> <p>(雑則) 第12条 [略]</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>北海道日本型直接支払推進協議会内部監査実施規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更 <u>平成 27 年4月〇日変更</u></p> <p>(趣旨) 第1条 <u>北海道日本型直接支払推進協議会</u>(以下「道協議会」という。)の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。</p> <p>(監査員の指名) 第2条 [略]</p> <p>(内部監査の種類) 策3条 内部監査は、<u>事業年度に 1 回以上</u>の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。</p> <p>(内部監査実施計画の作成等) 第4条 [略]</p> <p>(内部監査結果の報告) 第5条 [略]</p> <p>(内部監査結果の不適合の是正) 第6条 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成 19 年4月 16 日制定 平成 23 年8月 30 日変更 平成 24 年4月 6 日変更 平成 26 年4月 3 日変更</p> <p>(趣旨) 第1条 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。</p> <p>(監査員の指名) 第2条 [略]</p> <p>(内部監査の種類) 策3条 内部監査は、<u>半期ごと</u>の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。</p> <p>(内部監査実施計画の作成等) 第4条 [略]</p> <p>(内部監査結果の報告) 第5条 [略]</p> <p>(内部監査結果の不適合の是正) 第6条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(雑則) 第7条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p> <p>附 則 <u>1 この規約は、平成 27 年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(雑則) 第7条 [略]</p> <p>附 則(平成 19 年4月 16 日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p> <p>附 則(平成 23 年8月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1[略]</p> <p>附 則 1[略]</p> <p>附 則 1～2[略]</p>

議案第2号

平成26年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて

この会の平成26年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて、別記のとおり承認を求める。

平成27年3月19日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 塩 尻 芳 央

平成26年度 事業報告

I 会員の状況

会 員	備 考
北海道農政部 本対策を実施する活動組織がある130市町村 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道市長会 北海道町村会 北海道農業会議	活動組織767団体
136機関・団体	

II 本道協議会の運営

1 総会の開催

(1) 臨時総会（書面総会）

基準日 平成26年5月29日（木）

内 容 ・平成25年度事業報告及び収入支出決算について
・平成26年度収入支出補正予算について
・役員補欠選任について

議 決 会員109機関・団体の内、賛成109、反対0

(2) 第1回通常総会

日 時 平成27年3月19日（木） 13時30分～

場 所 KKRホテル札幌 5階「丹頂」

内 容 ・規約・諸規程の変更
・平成26年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて
・平成27年度事業計画及び収入支出予算について
・役員補欠選任について

出席者 会員市町村及び関係機関・団体、北海道農政事務所、北海道開発局、総合振興局・振興局、事務局

2 幹事会の開催

(1) 第1回幹事会（書面幹事会）

基準日 平成26年5月22日（木）

内 容 平成26年度臨時総会（書面総会）に係る付議事項について

議 決 22機関・団体幹事の内、賛成22、反対0

(2) 第2回幹事会及び農林水産省意見交換会

日時 平成26年6月27日(金) 13時30分～

場所 KKRホテル札幌 3階「鳳凰」

内容 ・多面的機能支払の実施に関する北海道の基本方針について
・多面的機能支払に係る市町村履行確認への支援について
・農林水産省との意見交換会(制度の運用及び普及・推進等)

出席者 会員市町村幹事及び機関・団体幹事、農林水産省、北海道農政事務所、北海道開発局、総合振興局・振興局、事務局

(3) 第3回幹事会

日時 平成27年3月19日(木) 10時30分～

場所 KKRホテル札幌 3階「鳳凰」

内容 ・平成26年度第1回通常総会に付議する事項について
・平成27年度の支援計画等について

出席者 会員市町村幹事及び機関・団体幹事、北海道農政事務所、北海道開発局、総合振興局・振興局、事務局

Ⅲ 推進・指導

1 活動組織説明会等の開催

(1) 地域別活動組織連絡協議会等が主催する研修会等への支援

日時 平成26年4月7日(月)～平成27年2月26日(木)

場所 道内13市町において開催

内容 ・多面的機能支払制度の概要
・計画策定、関係書類の作成手法等について
・意見交換 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局、事務局

(2) 事務経理担当者等会議の開催

日時 平成26年7月9日(水)～8月29日(金)

場所 道内22市町において開催

内容 ・多面的機能支払制度の概要及び基本方針について
・各活動組織における事務・会計処理について他

出席者 北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局・振興局、事務局

(3) 農村振興リーダー研修会の開催協力

日時 平成26年11月26日(水)～平成26年11月28日(金)

場所 道民活動振興センター(かでの2・7)

内容 ・本対策の状況報告について

- ・ワークショップを活用した地域づくりについて
- ・事例地区からの報告他

出席者 全国農村振興技術連盟、NPO法人TEAM・田園、
会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、事務局

(4) 活動組織等技術支援研修会

日 時 平成27年2月19日(木) 13時30分～

場 所 ニトリ文化ホール

内 容 ・基調講演「景観からみた日本の心」
・法制化に伴う「多面的機能支払交付金」の概要と実績報告等について

出席者 会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、農林水産省、道農政事務所、
北海道開発局、関係総合振興局・振興局、事務局

(5) 多面的機能支払交付金の普及推進に資する説明会

日 時 平成26年5月20日(火)～平成27年2月25日(水)

場 所 道内84市町村において開催

内 容 多面的機能支払交付金の概要説明他

出席者 会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、北海道開発局、関係総合振興
局・振興局、事務局

2 活動組織の指導等

(1) 会計経理事務指導

日 時 平成26年4月24日(木)～平成26年5月16日(金)

場 所 道内37市町村において開催

内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局・振興局、
事務局

(2) 農林水産省抽出検査及び現地調査

①第1回抽出検査(多面的機能支払交付金)

日 時 平成26年9月17日(水)～19日(金)

場 所 オホーツク総合振興局中部耕地出張所、足寄町役場、本別町役場、十勝
総合振興局北部耕地出張所

10活動組織(訓子府町、置戸町、足寄町、本別町、上士幌町、音更町)

内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について

出席者 農林水産省、北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係振興

局、事務局

②第2回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成26年10月15日（水）～17日（金）

場所 旭川土地改良区、鷹栖町役場、東和土地改良区

11活動組織（東神楽町、美瑛町、旭川市、鷹栖町、比布町、東川町）

内容 ・現地調査
・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

③第3回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成26年10月28日（火）～29日（水）

場所 名寄市役所、幌加内町

4活動組織（名寄市、幌加内町）

内容 ・現地調査
・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

④第4回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成26年11月11日（火）～12日（水）

場所 豊富町役場、留萌振興局

3活動組織（豊富町、増毛町、苫前町）

内容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑤第5回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成26年11月19日（水）～20日（木）

場所 本別町役場、浜中町役場

3活動組織（本別町、浜中町）

内容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について

・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑥第6回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成26年12月2日（火）～3日（水）

場所 日高振興局、新冠町役場、日高町役場
4活動組織（様似町、浦河町、新冠町、日高町）

内容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑦第7回抽出検査（多面的機能支払交付金）

日時 平成27年1月15日（木）～16日（金）

場所 十勝総合振興局東部耕地出張所、同南部耕地出張所
10活動組織（更別村、浦幌町、池田町、幕別町、芽室町、清水町、士幌町、中札内村、鹿追町、帯広市）

内容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、北海道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑧道協議会に係る運営状況及び会計経理に関する調査

日時 平成27年1月14日（水）

場所 水土里ネット北海道会議室

内容 運営状況及び会計経理に関する調査

出席者 農林水産省、北海道農政事務所、事務局

3 推進に関する手引き等の作成

・多面的機能支払交付金に関する手引き及び概要版の作成

IV 多面的機能支払交付金の交付事務

1 交付金等総額

(単位：ha、千円)

区 分		対象農用地 面積 (ha)	交 付 金 等 (千円)	備 考
多面的機能支払 交付金	農地維持支払交 付金＋資源向上 支払交付金(共同 他)	642,705	10,013,499	国費・道費・市町村費
	資源向上支払交 付金(施設の長寿 命化)	—	167,577	国費・道費・市町村費
合 計			10,181,076	

2 支援交付金の交付状況

(1) 農地維持支払交付金＋資源向上支払交付金 (共同他)

(※ 交付割合は予算に対する支出実績の割合)

① 第1回支援交付金の交付

期 日 平成26年5月28日(水)

交付額 総額 1,013,667千円(交付割合 9.4%)

② 第2回支援交付金の交付

期 日 平成26年6月23日(月)

交付額 総額 3,855,890千円(交付割合 45.3%)

③ 第3回支援交付金の交付

期 日 平成26年8月15日(金)

交付額 総額 88,081千円(交付割合 46.1%)

④ 第4回支援交付金の交付

期 日 平成26年8月29日(金)

交付額 総額 36,816千円(交付割合 46.4%)

⑤ 第5回支援交付金の交付

期 日 平成26年9月11日(木)

交付額 総額 138,203千円(交付割合 47.7%)

⑥ 第6回支援交付金の交付

期 日 平成26年10月3日(金)

交付額 総額 736,973千円(交付割合 54.6%)

⑦ 第7回支援交付金の交付

期 日 平成26年11月14日(金)

交付額 総額 833,294千円(交付割合 62.3%)

⑧第8回支援交付金の交付

期 日 平成26年12月16日(火)

交付額 総額 1,213,886千円(交付割合73.6%)

⑨第9回支援交付金の交付

期 日 平成27年1月30日(金)

交付額 総額 1,014,155千円(交付割合83.1%)

⑩第10回支援交付金の交付

期 日 平成27年2月27日(金)

交付額 総額 1,003,017千円(交付割合92.4%)

⑪支援交付金の精算

期 日 平成26年3月13日(金)

交付額 総額 △229千円(交付割合92.4%)

⑫第11回支援交付金の交付

期 日 平成27年3月17日(火)

交付額 総額 79,746千円(交付割合93.1%)

(2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

(※ 交付割合は予算に対する支出実績の割合)

① 1回目 支援補助金等の交付

期 日 平成26年9月11日(木)

交付額 総額 2,093千円(交付割合1.1%)

② 2回目 支援補助金等の交付

期 日 平成26年10月3日(金)

交付額 総額 15,942千円(交付割合9.4%)

③ 3回目 支援補助金等の交付

期 日 平成26年11月14日(金)

交付額 総額 80,799千円(交付割合51.4%)

④ 4回目 支援補助金等の交付

期 日 平成26年12月16日(火)

交付額 総額 24,694千円(交付割合64.3%)

⑤ 5回目 支援補助金等の交付

期 日 平成27年1月30日(金)

交付額 総額 33,120千円(交付割合81.5%)

⑥ 6回目 支援補助金等の交付

期 日 平成27年2月27日(金)

交付額 総額 10,929千円(交付割合87.2%)

V その他本対策の円滑な推進に必要な事項

○ 平成26年度 主な活動支援・道民理解促進事業の結果

(1) 「とんぼの未来・北の里づくり」対策ポータルサイトの運営

活動の支援及び対策への道民理解の促進を目的として、「北海道農地・水保全管理対策協議会Webサイト」を活用し、本道における活動組織や活動事例の紹介を行うとともに、活動支援情報としてデータベースの構築、関係機関等が開設する関連ホームページとのリンクを行うなど、効果の高い取組を促すとともに、広く農村理解と交流の促進を図った。

(2) その他の活動支援の取組み

多面的機能支払交付金の推進に資するため、関係機関と連携した啓発活動として、平成26年7月十勝総合振興局、平成27年2月北海道農政部においてロビー等を活用したパネル展示等を実施した。

平成26年度 収入支出補正予算・決算見込み

収入の部

(単位：円)

会計区分	第2回補正予算額 (決算見込み)	既定予算額	増△減	備考
多面的機能支払交付金受入	10,181,078,000	10,945,136,000	△ 764,058,000	
農地維持支払交付金	6,580,115,000	7,643,880,000	△ 1,063,765,000	面積等の減
資源向上支払交付金(共同他)	3,433,385,000	3,109,108,000	324,277,000	面積等の増
資源向上支払交付金(長寿命化)	167,578,000	192,148,000	△ 24,570,000	取り組みの減
多面的機能支払推進交付金受入	104,000,000	100,000,000	4,000,000	国費の増
返還金受入	33,000,000	21,000,000	12,000,000	返還金収入の増
合計	10,318,078,000	11,066,136,000	△ 748,058,000	

支出の部

(単位：円)

会計区分	第2回補正予算額 (決算見込み)	既定予算額	増△減	備考
多面的機能支払交付金払出	10,181,078,000	10,945,136,000	△ 764,058,000	
農地維持支払交付金	6,580,115,000	7,643,880,000	△ 1,063,765,000	面積等の減
資源向上支払交付金(共同他)	3,433,385,000	3,109,108,000	324,277,000	面積等の増
資源向上支払交付金(長寿命化)	167,578,000	192,148,000	△ 24,570,000	取り組みの減
多面的機能支払推進交付金払出	104,000,000	100,000,000	4,000,000	国費の増
返還金払出	33,000,000	21,000,000	12,000,000	返還金支出の増
合計	10,318,078,000	11,066,136,000	△ 748,058,000	

議案第3号

平成27年度事業計画及び収入支出予算について

この会の平成27年度事業計画及び収入支出予算について、別記のとおり議決を求める。

平成27年3月19日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
会長 塩 尻 芳 央

※ 北海道知事から規約その他の規定及び事業計画の承認を受けるため、当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を報告するものとする。

北海道日本型直接支払推進協議会
平成27年度事業計画（案）

1 事業目的

本道協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続的な実施のための活動の推進等に資することを目的とする。

2 事業内容

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（平成27年4月〇〇日農村振興局長同意）第4の1の（2）及び2の（2）に基づく推進組織として、対象活動組織等に対する指導・助言等を行うなど、本対策の円滑な推進に向け、以下の業務を行う。

（1）本道協議会の運営

（2）交付申請事務等に関する指導・助言

ア 農業者等に対する説明

イ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認

（3）普及推進活動

ア 活動組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口（説明会の開催を含む。）

イ 手引き、広報資料等の作成

ウ 活動組織に対する指導・助言（技術指導、事務的支援を含む。）

エ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備

オ 市町村現地確認システムの運用他

（4）実績値取りまとめ

ア 実績値（面積、活動量等）のデータ入力処理

（5）検査等の支援

（6）その他

ア 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援

イ その他必要となる事務（本交付金の実施に必要な各種調査等）

ウ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集

3 その他（道民理解促進活動）

（1）「とんぼの未来・北の里づくり」対策ポータルサイトの運営

活動の支援及び対策への道民理解の促進のため、「北海道日本型直接支払推進協議会 Web サイト」の更新を適宜行い、同サイトにおいて、各市町村や活動組織等が開設する関連ホームページとのリンクなどにより、活動組織・活動計画の紹介等の情報提供を行い、効果の高い取り組みを促すとともに、広く農村理解と交流の促進を図る。

・サイト運営 平成27年4月～平成28年3月

（2）「とんぼの未来・北の里づくり」写真・絵画コンテストの実施

守り育てるべき本道の農村の魅力を再発見するとともに、この対策の目指すべき姿を実現するため、写真・絵画コンテストを実施する。

・募集期間 平成27年6月～11月

・審査委員会及び表彰式 平成28年1月～2月

（3）他の地域づくり関連活動との連携促進等

関係機関・団体等が行う各種地域づくり関連施策との連携等により、本対策の広報・啓発を図る。

・各種啓発等 平成27年4月～平成28年3月

(参 考)

1. 平成27年度 多面的機能支払交付金（北海道）要望面積

区 分	交付対象農用地面積	参 考
多面的機能 支払交付金	7.5万 ha 内訳 〔 田 1.7万 ha 畑 3.0万 ha 草地 2.8万 ha 〕	(H26実績) 130市町村 767活動組織

2. 平成27年度 中山間地域等直接支払交付金（北海道）要望面積

区 分	交付対象面積	参 考
中山間地域等 直接支払交付 金	3.3万 ha 内訳 〔 田 3.8万 ha 畑 0.5万 ha 草地 28.7万 ha 〕	(H26実績) 97市町村 356協定

平成27年度 収入支出予算(案)

収入予算合計 172,000,000円
 支出予算合計 172,000,000円
 差引残高 0円

収入の部

(単位:円)

会計区分	平成27年度 予算額	平成26年度 予算額	増△減	備考
多面的機能支払推進交付金受入	170,000,000	100,000,000	70,000,000	取り組み(国費)の増
中山間地域等直接支払推進 交付金受入	2,000,000	0	2,000,000	皆増(国費)
多面的機能支払交付金受入	0	10,945,136,000	△ 10,945,136,000	間接補助事業への移行に伴 う廃款
農地維持支払交付金	0	7,643,880,000	△ 7,643,880,000	上記に基づき廃止
資源向上支払交付金(共同他)	0	3,109,108,000	△ 3,109,108,000	〃
資源向上支払交付金(長寿命化)	0	192,148,000	△ 192,148,000	〃
返還金受入	0	20,000,000	△ 20,000,000	間接補助事業への移行に伴 う廃款
合計	172,000,000	11,065,136,000	△ 10,893,136,000	

支出の部

(単位:円)

会計区分	平成27年度 予算額	平成26年度 予算額	増△減	備考
多面的機能支払推進交付金払出	170,000,000	100,000,000	70,000,000	研修会他 42,000千円 事務委託他 130,000千円 なお、事務委託については、本 協議会規約第4条2項に基づき、 北海道土地改良事業団体連合 会に委託することとしたい。
中山間地域等直接支払推進 交付金払出	2,000,000	0	2,000,000	
多面的機能支払交付金払出	0	10,945,136,000	△ 10,945,136,000	間接補助事業への移行に伴 う廃款
農地維持支払交付金	0	7,643,880,000	△ 7,643,880,000	上記に基づき廃止
資源向上支払交付金(共同他)	0	3,109,108,000	△ 3,109,108,000	〃
資源向上支払交付金(長寿命化)	0	192,148,000	△ 192,148,000	〃
返還金払出	0	20,000,000	△ 20,000,000	間接補助事業への移行に伴 う廃款
合計	172,000,000	11,065,136,000	△ 10,893,136,000	

議案第4号

役員の補欠選任について

この会の会員の異動に伴い、本協議会規約第8条第2項の規定により役員の後任を補欠選任したいので、次のとおり議決を求める。

監 事 1名

平成27年3月19日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
会 長 塩 尻 芳 央

(参考：本協議会規約：抜粋)

規約第8条 道協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
 - 二 副会長 3名
 - 三 監 事 1名
- 2 前項の役員は、第5条第2項の代表者の中から総会において選任する。
 - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

規約第9条 (略)

規約第10条 役員任期は、3年間とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(参 考)

北海道農地・水保全管理対策協議会 役員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日)

役 職	氏 名	団体・職名	備考
会 長	塩尻 芳央	北海道土地改良事業団体連合会会長	
副会長	斎藤 雄一	北海道農政部活性化支援担当局長	
副会長	西川 将人	旭川市長	
副会長	宮谷内 留雄	蘭越町長	
監 事	(欠 員)	(北海道農業協同組合中央会副会長)	